

【注意事項】

学力に関する証明書は、申請受理後発行まで一週間程度を要します。改正法の読替え等、証明内容によっては一週間以上を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

以下の注意事項をご確認の上、記入漏れのないよう申請してください。
記入漏れ等記載事項に不備があると、免許の申請に支障をきたす場合があります。ご注意ください。
(適用免許法等の確認のため、日中の連絡先に連絡する場合があります。必ず記入してください。)
ご不明な点や詳細は、卒業・修了時の所属学部(学系)・研究科の教務係へ別途お問い合わせください。

学歴の記入について

最終学歴のみではなく、本学における学修歴をすべて記入してください(科目等履修生も含まれます。)

証明書の様式について

証明書は原則一通につき、1免許種・1教科の証明になります。
必要な免許教科の種類等を必ず確認の上、お間違いのないように必要な通数を記入してください。

その他・特記事項等欄

他大学等での修得単位等と併せて申請を行う場合は、「他大学修得単位あり」等その旨を明記してください。

適用免許法欄の記入について

○教育職員免許法の改正に伴う本学の適用時期は以下のとおりです。

	大学	短大
新法(平成28年改正法)	2019年度以降入学生	
旧法(平成10年改正法)	2001(平成13)年度以降入学生	
旧々法(昭和63年改正法)		1990(平成2)年度以降入学生
旧々々法		1989(平成元)年度以前入学生

○以下の免許教科は、平成10年改正法及び平成28年改正法の課程認定を受けていないため、本学では新法及び旧法の学力に関する証明書を発行することができません。ただし、「教職に関する科目(各教科の指導法を除く)」は、新法に読み替えることができますので、以下の免許教科取得目的で申請される場合は、本学が平成10年改正法及び平成28年改正法で課程認定を受けている同一学校種の他教科で発行申請を行っていただき、流用していただくことになります。

国語(中学校二種)
家庭(中学校二種)

○以下の免許教科は、平成28年改正法の課程認定を受けていないため、本学では新法の学力に関する証明書を発行することができません。

情報(高等学校一種)
公民(高等学校一種)
福祉(高等学校一種)

希望する免許状の種類欄について

所属していた学部(研究科)で取得できる免許教科以外での証明書の発行はできません。
例えば、小学校教諭免許状取得にあたって証明書が必要な場合、所属していた学部(研究科)で取得可能な免許教科で発行依頼を行い、提出先において本学で修得した単位が使用できるかどうか判断していただくことになります。

《参考》 昭和63年法改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は下記のとおり変更になりました。

中学校教諭一級免許状	→	中学校教諭一種免許状
中学校教諭二級免許状	→	中学校教諭二種免許状